

令和4年度

第6回 佐々町農業委員会総会議事録

令和4年9月27日（火）

佐々町農業委員会

令和4年9月 第6回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和4年9月27日(火)午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室
3. 開 会 令和4年9月27日(火)午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	・野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君
10	池田 晴良 君	11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子君
13	濱野 卓也 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君	書記	立石 徹 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
6	和田 貞子 君	7	坂口 隆英君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 令和4年度農業者年金加入推進特別研修会について

報告第2号 農用地利用集積計画・配分計画の解約について

(4) 協議事項

農用地利用集積計画（利用権設定）の担当委員選定について

(5) 審議事項

第21号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第22号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

(6) その他

①農業委員会だよりについて

②10月定例会の日程について

③その他

事務局長（金子 剛君） 皆様、こんにちは。それでは時間よりもちょっと早いですが、皆様おそろいですので、ただいまから令和4年度第6回の佐々町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、吉野会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。朝夕は少し涼しくなってきましたようです。今月に入り、毎週のように台風が発生し、先日は大型で強い台風が日本を縦断ということになりました。その台風の影響で、ところによっては多くの被害が出ているところがあるようです。これから刈り取り、収穫が始まりますが、収穫が終わるまで無事に天候が続いて、終えることを願っております。

また、委員の皆さんには、先月より農地パトロールをしていただき、大変お疲れさまでした。これから秋の農繁期になり、また季節の変わり目ということでもあります。お体御自愛の上、活動をされますよう、よろしくをお願いいたします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。本日の農業委員の出席は全員出席でございます。それから、最適化推進委員についても全員出席でございます。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

会長（吉野 裕君） これより議事に入ります。

まず、日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、6番、和田委員、7番、坂口委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3報告事項に入ります。

報告第1号令和4年度農業者年金加入推進特別研修会について、事務局の説明を求めます。はい、事務局。

書記（立石 徹君） 資料の1ページから3ページを御覧ください。

令和4年度農業者年金加入推進特別研修会ということで、9月16日の金曜日に佐世保市のレオプラザホテル佐世保とウェブ形式の併用で研修会が開催されました。本町からは、和田委員と事務局から私の2名が参加いたしました。

内容については、資料1ページに次第を載せておりますけども、主に年金制度の概要の説明と加入の推進の事例についての報告がありました。農業者年金の推進の本町の令和4年度の目標につきましては、昨年度と同様1名となっております。できれば40歳未満の女性がなおいというところでございます。

研修会に参加いたしまして、説明や報告の中で再三言われていたのが、加入を推進して、すぐに加入していただければいいんですけども、まずは町内の農家の方で農業者年金について知らない方を減らしていくというところなんです。加入推進、加入された方に話を聞くと、以前から、前から知っていればもっと早く加入していたという声が多くあるそうです。まず、加入推進委員さんを中心に、農業委員さんの皆さんのお力をお借りして、いろんな場面でまだ加入されていない農家の皆さんに年金制度について、説明、周知していただければと思います。

報告第1号については、以上になります。

続きまして、報告第2号農用地利用集積計画・配分計画の解約についてです。資料の4ページから御覧ください。

報告第2号については、解約が3件ございます。

まず、1件目が資料の4ページでございます。こちらについては、農地中間管理機構をとおしての契約の解約分でございます。まず、貸付者が〇〇〇〇、〇〇〇〇さんが、長崎県農業振興公社に貸付けていらっしゃる分でございます。場所につきましては、佐々町志方免字平石703の1です。5ページに航空写真を付けております。ここが青で囲んだ部分になりますけども、〇〇〇〇さんの近くです。〇〇〇〇さんからもう少し江迎側に行ったところが場所でございます。こちらにつきましては、もともと、〇〇〇〇さんから農地中間管理機構を通して、佐々町内の方に貸してらっしゃいましたが、その借り手の方が令和3年中にお亡くなりになられまして、その分の解約でございます。

続きまして、資料の7ページを御覧ください。

2件目でございます。こちらにつきましても農地中間管理機構を通じた契約でございます。7ページが〇〇〇〇さん、地権者の〇〇〇〇さんが県の農業振興公社と契約した分でございます。資料の8ページがその振興公社から〇〇〇〇さんに貸していた契約でございます。その両方の解約でございます。場所につきましては、資料の9ページを御覧ください。ここも青で囲んだ30の1というところでございますけども、上にある白い建物が佐々町の健康相談センターとか、そのすぐ下の農地でございます。

続きまして、資料の11ページから御覧ください。こちらにつきましては、基盤強化法の契約の合意解約でございます。所有者の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんが、〇

〇〇〇さんに貸してらっしゃった分の契約の解約でございます。場所につきましては、資料の14ページを御覧ください。こちら青で囲んでいる部分が場所でございます。上のほうにちょっと白い建物があると思いますけども、これが〇〇〇〇でございます。

こちらにつきましては、資料の12ページを御覧いただくと、4番、解約の条件というところに、この解約に至った理由が書いてあります。こちらにつきましては、記載されておりますとおり、事業者のほうから、西九州自動車道の4車線化事業に伴って、仮設施工ヤードと表土の仮置き場として使われたいということ、両者に説明をして合意解約に至ったものです。こちらにつきましては、10月の31日までに解約をして土地の引き渡しを行いまして、11月以降に工事で使うというところでございます。こちらにつきましては、次の10月の総会で、つい先日、業者のほうから一時転用の届出が出ましたので、来月の総会でその報告をさせていただきたいと思っております。

報告2号についての説明は、以上になります。

会長（吉野 裕君） 以上の報告事項の中で、何か御意見、御質問はありませんか。8番。

8番（藤永 九市君） ただいま報告事項について、第1号と第2号と続けて事務局のほうから説明いただきました。報告いただきました。

ちょっと確認をしたいんですが、特別どうこうはありませんけれども。まず、報告第1号なんですが、ここに研修会の次第において佐世保プラザでということ報告がありました。るるありますけれども、簡単に済ませて終わられたような気がします。確認したいのは、次のページの名簿を見てお分かりのとおり、ずっと見ていたら、それなりに幅広く出席者を募ってあると思いますが、その中でテレビ会議ということで丸をしてありますよね、東彼杵と川棚と、それから松浦市、松浦市がずらっと13人ぐらい、佐々ということでございます。この区分、テレビ会議ちゅうのはどういうことですか。これ全部がテレビに置かれたということですか、丸はどういう意味ですか、その辺をちょっと確認したい。

会長（吉野 裕君） 書記。

書記（立石 徹君） 資料の2ページ、3ページに出席者の名簿を付けておりますけれども、指名の横のテレビ会議という欄に丸が付いている方については、本町の2人も含め、それにつきましては、その現地のホテルに行っただけの参加ではなくて、役場の2階の会議室でパソコンを通じて研修を受けたというところなんです。

8番（藤永 九市君） 結局、それぞれ出席はされて、別の部屋でテレビを見たという感じに受け取るんですか。

書記（立石 徹君） そうです。

8番（藤永 九市君） こちらに待機してテレビを見たということじゃないんですね。そういう

ことですか。

書記（立石 徹君）　そうです。役場の2階の会議室でパソコンを置いて、そこで佐世保のホテルでやっている内容が中継というかされていまして、それを見ながら、リアルタイムで一緒に参加をしたというところになります。

8番（藤永 九市君）　参加人員が多かもんけ、部屋に入られんでっていう意味に受け取っていいんですか。そういうことですか。別室に、この丸された方は、テレビによつての参加という形に、会議に出られたということですか。

書記（立石 徹君）　すみません、こちらにつきましては、県の農業会議のほうから今のコロナの状況も受けて、現地で出席されますか、それとも現地には行かずにテレビ会議で参加されますかというお問い合わせがあつて、佐々町からは私と和田委員が参加をしたんですけども、委員とお話をしながら、もうテレビ会議で今回は出席をしようという話になって、参加したところでございます。

事務局長（金子 剛君）　会場の中の方たちと全く同じ内容なんですよ。

8番（藤永 九市君）　わかりました。結局どういう形でなのか確認してみたかったです。特に松浦市なんかは13人も出席なさつて、これだけ丸がありますけれども。ともあれ、そういう形で行われたということで理解したいと思います。

年間とおして、推進部長をはじめ、サブリーダー的になられます和田委員さんに大変だと思えますけども、本当に御苦労さまでございます。

それで、私思うんですが、これにちなんでですけども、ちょっと話変わりますけれども、本来のこの県の農業会議の研修はまた先、延期になるんですか。それとももう流れで中止になるのか、ちょっと話変わりますけど。予定あるのか、今日はなかとでしよ、会議の後に、農業会議の研修。

書記（立石 徹君）　すみません、今の御質問については、その他のところでちょっと御説明をしようかと思つていたところなんですけども、先月、ちょっとコロナの関係で延期になりました、ちょっと今、日程調整をしているところではあるんですけども、ちょっと10月が県農業会議さんとちょっと五役会の中でも日程が合わないところがありましたので、今は11月にできないかと、農業会議さんと話をしているところです。その中で、今候補日が11月の24日か25日のどちらかでできないかというところで今、話をしております。

8番（藤永 九市君）　ありがとうございます、わかりました。こういう特別研修会は計画どおり、予定どおり行われているから、重要な農業会議の研修を、肝心のところがない、ということかなと思つたもんだから、確認の意味でお尋ねしたわけですから。中止ではなく

てまた11月でもという計画されてということですね、分かりました。そういうことであれば結構です。

ともあれ、特別研修会ということで、この農業者年金加入推進については、非常に全国的に県の農業会議も力を入れておりますけれども、本来は今のお話、例えこれは事務局じゃなくして、推進部長が報告すべきだと思うんです、筋として。本来は、今日のは推進部長がするのが本来だと思います。

それと、ノルマ達成やないですけど、各市町村、市町の割当があります。佐々は毎年1つずつぐらいですか。いつか申し上げたことあると思いますけれども、まとめてしても、向こう3年間の実績として認められるということも確認したことがあります、この農業会議の研修のときに。

何を言いたいかというのは、もうお分りのとおり、農業委員会のその市町の目的を達成するだけ、もう数字を達成すればいいというもんじゃないと思うんです。対象者の人に1人でも多く、早く、加入推進をして進めてやる。いわゆる国民年金の上乗せ年金とも言いますが、実際そうです。国民年金はもう知れたものですから、それに併せてすることによって、厚生年金かれこれとどうにか折り合いを得たろうということの一つの基本的な考え方があるんです。だから、極めて大事なことですから、できれば一日も早く、対象者の人については加入をしていただくような形をとってもらえたほうがいいと思います。それが目的でありますから、本人のための農業者年金を推進することです。

それともう一つは、私どもは農業者ですから、農業一本できていますから、国民年金じゃない。だから特に農業者年金は貴重に思うんですけれども。ちょっと的外れですけども、例えば定年就農とかそういう形で、ほかに仕事に行ってなされた方は農業者年金じゃないもんね、国民年金じゃない、厚生年金ということ。だから、考え方が基本的に違うと思うんです、捉え方が。ただ、農業委員としてこういう事業の中の一つとして出てきたものだから、取り組んで推進をして、対象者を1人でも多く入れようとするのが本来の姿ですけども、自分がそれをしていないものだから、例えば全く親身に考えられないと。やっぱり本人が加入してきた、国民年金できた人についてはよく分かると思うんですけども、厚生年金、はっきり言って、ほかの年金の方については関心が失礼ながら出てこないと思うんです。推進する力もやっぱり失礼ながら、力が入ってこない、言い方は悪いですけど、そういうことになりやせんかなと。

私そういうふうに思いますから、やっぱりこの農業委員会の中のほかの推進委員さんの立場は大変だと思いますけども、そういうところも十分察知してと言いますか、理解した上での中で、やっぱり本来の対象者を十分回ってでも、大変でしょうけども、一日も早

く加入推進をするということを努力していただきたいなというふうに思います。私もしてきたから分かっていますから、ただ掛け声だけじゃいけないと思いますから。それをしていないとは言いませんよ。だから、そういうふうな基本的な違いもありましょうし、それからもうちょっと推進の力を入れていただいて、言いますように、3人入ろうと5人入ろうと、ただ人にすれば次は来年でよかとよという捉え方はやめてほしいと思います。今言いますように、それは一年一年クリアしたらいいと思いますけども、三、四人まとめて入って、4年後に1人入ってでも、それはとおることですから。だからやっぱり、繰り返しますけれども、対象者本人のために、ぜひとも農業者年金には加入していただくという、基本的な考えで取り組んでいただきたいということは、御要望申し上げます。失礼しました、そういうことでございます。ありがとうございました。

会長（吉野 裕君） 2番。

2番（濱野 努君） 2番です。今、御指摘を受けましたが、本来ならば参加の予定で進めてはいたんですが、用事が入りまして、この回に出席できませんでした。大変申しわけなく思っております。皆様に謝っていきたく思いますので、よろしくお願ひします。

会長（吉野 裕君） 3番。

3番（池田 邦義君）今の件なんですけど、農業者年金の件なんですけど、これは会議のとき、年齢制限というのは今まで60やったですね。65まで伸びたちゅう話もちょうと聞くんですけど、そこら辺はどうなっていますか。

書記（立石 徹君） すみません、ちょっと今の内容を確認させてください。

会長（吉野 裕君） 8番委員さんには、大変貴重な意見ありがとうございました。ほかの農業委員さん、推進委員さんにおかれまして、そういう回答をされる方がいらっしゃれば、推進部長、委員さんか事務局のほうに御連絡いただければ、加入していただけるよう推進に回りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。8番。

8番（藤永 九市君） もう一つ、ちょっとお願ひしたいと、質問したいと思います。

報告第2号です。配分計画解約についてということで、11ページから〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんということで成立しているようですね、解約について。それで4反、かなり広いですけれども、ちょうどこれは皆さんも御存じかと思ひますけれども、〇〇〇〇の近く、〇〇〇〇のところで。あそこの時間的に8時を中心に30分ぐらい、前後30分ぐらいは。もういつも私が行くとき、あそこの交通渋滞してしまつて、並んでもう毎日、土日以外は並んでいます。だから、この4車線道路を開設ということについて、非常に重要なあれで、あそこが混乱、混雑しない形になるだろうと思ひますから、それにちなんでの4車線道路の表土仮置き場として貸し出すためとあります。そういうことで、ここに泥を

置くということだと思います。

この10月31日まで、ということでは問題はありませんけれども、この事業所の4車線道路そのものの期間は、この10月31日以降いつまでということはないですね。その辺はどんなのなんですか。それとその後はどうなるのか、また利用できるようにまた元に戻るものかどうかというものも、ついでにお聞かせいただければと思いますけれど。どのくらいこれはかかるのか、4車線の完成といいますか、ちょっとお願いします。

書記（立石 徹君） 工事の概要については、来月の総会の中で報告はさせていただきますけれども、今聞いているのは、令和4年の11月から借りられて、約2年です。2年間を借りられるというところで聞いております。

8番（藤永 九市君） そうすると、引き続きまた元に戻ってという、また賃貸契約が出てくるんですか。そこまでは話進んどらんですね。ただ合意解約のみですね。

書記（立石 徹君） そうですね、合意解約のみで。ちょっとその先はまだ分かりません。

会長（吉野 裕君） 来月の委員会で一時転用で借りられるように、今月はまだちょっと間に合わなかった。来月には一時転用の申請書があつてと思います。

ほかにありませんか。

（ 「なし」の声あり ）

会長（吉野 裕君） なければ、報告事項を終わります。

次に、日程4、協議事項。農用地利用集積計画（利用権設定）の担当委員選定について、事務局からの説明を求めます。書記。

書記（立石 徹君） 資料の15ページを御覧ください。こちらにつきましては、令和4年の11月が契約の終期になっている分でございます。更新をする分でございます。番号1から10まで10件、ございます。

一番右に設定内容と書いておりますが、これは今の11月までの契約の内容になります。番号4番と、失礼しました。佐々町農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想第4の1の（5）の規定による農用地利用集積計画書、朗読説明します。

番号1、権利の設定を行う者、〇〇〇〇、〇〇〇〇。権利の設定を行う者、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、市瀬免字古田、地番146の1、158の1、地目田、面積642m²、2,917m²、借り手農家耕作面積2万2,403m²、権利の種類、賃借権、区域区分農用地、設定内容、金納の年4万5,000円の5年契約。ほか9件の計10件でございます。こちらにつきまして、契約の更新をする必要がございますので、担当委員のほうを協議していただければと思います。

会長（吉野 裕君） 休憩をして担当委員さんを決めたいと思います。暫時休憩します。

(休 憩 午後 2時 00分)

(会議再開 午後 2時 10分)

会長（吉野 裕君） 議会を再開します。

担当委員を読み上げます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 担当委員が決定いたしましたので、御報告いたします。

まず、番号の1番が担当委員2番です。番号2番が担当委員2番、番号3番が担当委員18番、番号4番が担当委員1番、これは、借り手農家のほうですので、貸し手農家のほうは事務局が契約書を本人さんに郵送するようにいたします。番号5番が4番、番号6番が4番、場号7番が1番です。これも町外ですので、町外の部分については契約書を事務局のほうより発送いたします。番号8番が16番、番号9番が7番、番号10番が16番です。

以上です。

事務局書記（立石 徹君） 今決まった担当委員の方におかれましては、契約書、今こちらにございますので、会の終了後、取りに来ていただければと思います。

会長（吉野 裕君） では、次、日程5、審議事項に入ります。

第21号議案 農地法第5条の規定による許可申請書についてを議案といたします。

事務局の説明を求めます。書記。

事務局書記（立石 徹君） 資料の16ページをお願いします。

議案第21号 農地法第5条の規定による農地法の所有権移転許可申請承認について。

知事処分でございます。朗読説明いたします。

土地の所在地、北松浦郡佐々町羽須和免字牧崎928番1、北松浦郡佐々町羽須和免字牧崎929番2、登記地目、畑、現行、休耕、登記面積、36㎡、14㎡。譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇、自営業。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇、〇〇〇〇。農業と無職。転用目的については、宅地を拡張し、駐車場、庭地をつけられるとのこと。50㎡、農地区分が第3種、場所につきましては、資料の21ページをお願いします。申請地は赤で囲んだ部分でございます。この申請地の上のほうに、横に大きい道が横切っていると思うんですけど、これが国道です。こちらは〇〇〇〇さんがここにございまして、そこから少し入ったような場所でございます。現況につきましては資料の22ページにつけております。2筆ございまして、上の写真で手前を駐車場で、奥を庭地として転用後利用するということです。こちらにつきましては、資料の24ページを御覧いただくと、隣接地の所有者が書いておりますけども、隣接地に農地はございません。

続きまして、資料の25ページと26ページを御覧ください。被害防除計画書につつま

して、造成計画につきましては、最高0.3メートルの切土を行われるということです。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置といたしましては、こちらは、水路放流でございます。25ページに限って、青色で書いてありますとおり、側溝のほうに雨水については流すというところでございます。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。10番。

10番（池田 晴良君） 農地法第5条による所有権移転ほか申請書でございますが、9月16日、譲受人の代理人、行政書士さんとそれから立石書記、それから池田委員、藤永委員、それから私と5人で現地確認をしました。この土地ですけど、22ページの写真を見ていただければと思いますが、この土地の右の方は図面では、雑種地、〇〇〇〇さんの土地となっておりますが、これ赤道の付け替えで、多分これ赤道と思いますがずっと赤道が通っております。下に斜めに通っておるのが、牧崎町道線ということです。この土地、真ん中に赤道が通っておるわけですよ。それで、この畑は何年か前までは赤道の隣、〇〇〇〇という高齢者の施設、デイサービスをされておったんですが、そこの職員が畑を作っておられたんです。それがやまって、今子供向けのデイサービスの施設に変わるとるわけですが、荒地のままに今なっておるわけです。そういうことで、たまには草払いをされとったようでございますが、何も作っていない畑、そういうところですよ。それをとなりの譲受人〇〇〇〇さんが自宅の実家の隣と言うことで、買い求められたという事です。道脇は駐車場で奥は庭地という事で、真ん中の赤道を残して使用されるというところですよ。赤道です、畑の時は赤道も含めて、畑で作られておったんですが、今回は、宅地となっていく、そして手前を駐車場で作成されるというところでございます。

使用目的どおり使用されれば何ら問題ないだろうということでございます。

ちなみにこの〇〇〇〇さんは二、三年後には自宅を建て替えて、この赤道、赤道というのは死に道なんですよ。死んでおると。〇〇〇〇さんも自宅の赤道が通っているわけですよ。宅地の一部として使われておるわけですが、この畑の真ん中に赤道が横断しとると。家を建てるときにこれは買い求めていきたいということでございます。周りは農地ございませんので、何ら問題はないというところでございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。ないようですので、採決をいたします。第21号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。挙手多数ですので、転用やむなしということで県に進達いた

します。

次に、第22号議案、農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）を議案といたします。

事務局の説明を求めます。書記。

事務局書記（立石 徹君） 資料の27ページをお願いします。第22号議案、農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。令和4年9月27日、佐々町農業委員会会長。

資料28ページをお願いします。

佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、第4の1の（5）の規定による農用地利用集積計画書、番号1、権利の設定を行うもの、〇〇〇〇、〇〇〇〇。権利の設定を行うもの、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、市場免字馬場添、地番30の1、地目、田、面積、1,868㎡。借り手農家、耕作面積1万1,421㎡、権利の種類賃借権、区域区分、農用地、今回の設定内容、物納年120kg、5年契約。

番号2、〇〇〇〇、〇〇〇〇、権利の設定を行うもの、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在、志方免字平石、地番703の1、地目、田、面積805㎡、借り手農家耕作面積2万297㎡、権利の種類、賃借権、区域区分、農用地。今回の設定内容、物納、年48kg、5年。こちらの2件につきましては、報告の第2号で解約の御説明をさせていただきましたが、その解約をされた農地の分、新たに借り手が見つかりまして、基盤強化法で契約を結んだものでございます。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。なければ、採決いたします。第22号議案について、承認されることに賛成の方の挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございました。挙手多数ですので、承認をいただきました。

次に、日程6に移ります。

事務局からの説明をお願いします。書記。

事務局書記（立石 徹君） その他、①農業だよりについてですが、お手元に、今年1月に発行した農業委員会だよりを配布しております。今年度につきましても、令和5年1月に発行をしたいというふうに考えております。昨年からの農業委員会だよりの編集委員を決めて、つくっているところでございます。昨年につきましては、編集委員を五役の皆さんに編集委員となっただいておりまして、先日の五役会の中で、今年度の編集につきまし

でも、昨年同様五役の皆さんに編集委員をしていただけるといふふうに承諾をいただいているところです。

内容につきましては、今後、事務局と編集委員の方で考えていきたいと思っておりますけれども、前回の農業委員会だよりを見ていただくと、農業委員会だよりの2ページの挨拶の部分ですとか、資料の4ページの農業委員会の事業実績、資料の5ページの農地中間管理事業について、農業者年金の加入について、こちらにつきましては、毎年載せて周知をしているところですので、すみません。それと資料の最後の8ページ、全国農業新聞について、これについては変わらず掲載をしたいと思っております。表紙を含めたそれ以外の部分につきまして内容を考えていきたいと思っております。農業委員の皆様には、この場じゃなくても構いませんので、これは載せたほうがいいんじゃないかというような内容があれば、御意見をいただければと思います。

続きまして、その他の②番、10月定例委員会の日程についてということで、まず10月の五役会につきましては、10月の18日火曜日の13時30分から2会議室で行います。総会につきましては、10月の26日、水曜日13時30分から3階第1会議室で開催予定となっております。

すみません。その他のその他ですけれども、会長からもありましたけれども、農業委員の皆様におかれましては農地のパトロールお疲れさまでした。ありがとうございました。まだ報告をされていない方につきましては、また別途事務局に報告をしていただければと思います。ありがとうございました。

事務局からは以上になります。

会長（吉野 裕君） その他について、皆さんのほうから何かありませんか。3番。

3番（池田 邦義君） 今の審議事項の中でも話し合いが今10番委員からありましたけど、里道の問題、これは町としてはどういうふうな判断を持たれているのか、払下げするのか、そこら辺をお聞きしたいんですけど、これたくさんあると思うんですよ、今、佐々町の中でも。そこら辺が全部今からこういう5条とかそういうのでひっかかってくれば、いちいちそういう赤道のことで審議せんといかんわけですね。そこら辺ば町としてどういうふうなお考えをお持ちなのか、ちょっとお聞きしたいです。

事務局長（金子 剛君） 赤道の件につきましては、現在建設課のほうを担当になっております。そういったところの方針を建設課のほうが持っていると思いますので、ちょっとそこら辺を確認をさせていただきまして、今後の農地転用等に申請の折には、そういったところの指導もしていきたいというふうには思っております。

3番（池田 邦義君）（聞き取り不能）

事務局長（金子 剛君）まず建設課の方がどういうふうに申請、建築確認申請とかそういった時に指導があっているのかどうか、こちらで把握してないものですから、そこをちょっと確認させていただいて今後の農地転用申請につなげていきたいと思っております。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） 今、重要な案件、3番さんから意見が出ましたけど、大事なことだと思います。特に町もそうでしょうけども、田舎もほとんど赤道あるんです。縦に、横にっていう感じで、だからこれ大事なことです。これも1つの農地パトロールも含めていろんな影響があるものですから、横の連絡を取って、ぜひともこれは前向きに取り組んでいただければと思います。ただ、言えることは、その利用者の同意は必ずいると思います。それを取れば、かなり早めに建設課、合わせてできると思うんです。そういう話聞いていますから、その辺も十分、前向きに、協力的に事務局としてもすすめていただくように思います。貴重な御意見だと思いますので、ぜひ、そのあたりもそのようによろしく願います。

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） 5番です。以前、赤道の払い下げ等について担当して、仕事していましたが、一般的なことについて御説明申し上げます。

赤道については、もともと財務省から始まって、財務局の所管、今は市町村の所管ということになりました。これは赤道含めて、水路も含めてそうです。所管でいえば建設課、そういうところになると思います。払下げの申請書というのはちゃんとありまして、それを書くことによって申請ができるんですが、先ほど8番委員さんがおっしゃったように、隣接する人の同意が必要です。それは、赤道というのは、途中でぶった切る話になるんで、赤道はずっと1本でつながるとるんです。そこの一部分を払下げするのか、または先がどん詰まりになったそこの部分の全体を払下げするのか、いろいろ形があるんですが、その中で言うと、周囲の同意、例えば耕作しよる人が必ずそこを通っている現実があるとか、例えば我が家に行くためにはこの道が近道だから、これは利用するとか、いろいろあるんですけれども、基本的にはその土地に隣接する500メートルぐらいの範囲の方の同意というのが行政上は必要とされています。しかし、全体を500人おれば500人かという話になりますんで、自治会の自治会長の承諾を取ることによって、認めようではないかという便法を考えて処理をしたことがございました。だから、たとえば木場でいえば木場の自治会の中の会議かなんかにかけていただいて、この赤道については廃止を予定しているんで、皆さん同意できますかって、会長さんが図って、それでは、同意書にサインしますよということでサインをされたものが提出をされて、自治会の同意はとれていますねと

いう話で進められてきていました。

それともう一つは、土地の単価の話なんですけど、単価については、従前は周りが農地であれば農地の単価、周りが住宅であればその住宅の単価というパターンを採用しておりました。今回、この土地でいいますと、165万ほどの価格を面積で割ると3万3,000円です。1㎡3万3,000円の価格単価が、土地の購入単価示されているようですね。だから、基本的にはそういうものが参考になって、赤道の単価も3万3,000ぐらいに評価をする、これは自治体の担当者が評価をしますから、一般的には、評価方法は別にもあるんですけども、そういうふうな評価をされて、払下げの価格が決まるということが一般的な常識です。そういうことがございましたので参考のために、そういうものがそろえば払下げは可能である、こういうことでございます。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。

以上で全て案件が審議終了しました。本日の会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 2時 26分 ）